

兵庫県立小野高等学校長 様

公益財団法人木下記念事業団
理事長 木下 盛 好
(公印省略)

令和8年度予約奨学生の推薦について(依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊事業団の修学援助等事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度も下記要領で予約奨学生を募集しますので、推薦要領等関係文書をご参照のうえ、ご推薦をお願いいたします。

なお、推薦要領「7 留意事項」に記載しております「保護者の年収」につきまして、目安を超える生徒をご推薦いただく場合は、事前に弊事業団までご連絡くださいますようお願いいたします。また、ご推薦される生徒がない場合もご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

- 1 募集人員 1名
2 出願締切 令和8年10月31日(土)

校内しめ切り 10/16(金)

《同封書類》

学 校 宛 文 書

- (1) 予約奨学生推薦要領
(2) 予約奨学生推薦書
(3) 予約奨学生申請書類一覧チェック表
※ 奨学資金規程は、HP を参照して下さい。

本 人 宛 書 類

- (1) 予約奨学生申請書
(2) 予約奨学生調書
(3) 予約奨学生申請書類記載要領
(4) 個人情報保護に関する基本方針
(5) 個人情報の取扱いに関する承諾書

学校・本人宛文書

申請から本採用までの流れ

本人からは、以上提出書類に加えて、今回、予約奨学生に応募するに際して、事業団ホームページの「トップページ」、「理事長挨拶」及び「設立の趣意」を読んだ感想を、1000字程度(A4用紙縦向き・横書き・高校名・氏名を明記)で提出させてください。手書きによるものでも結構です。

本人が時間を取れない場合は、本人に代わり保護者が感想文を書いてくださっても差し支えありません。その場合は、弊事業団の設立経緯などを、本人に説明しておいてください。

[お問い合わせ連絡先]

公益財団法人木下記念事業団 事務局 坊(ボウ)

〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通 6-2-14

電話 078-351-1010 FAX078-351-1017

メールアドレス kinosita06@k-zaidan.or.jpホームページURL <https://www.k-zaidan.or.jp/>

公益財団法人木下記念事業団
令和8年度予約奨学生推薦要領

1 申請資格 弊事業団 HP 奨学資金規程(以下「規程」)参照

- ・ 予約奨学生申請資格は、日本国籍を有し、来年大学に進学を予定している規程第4条に該当する者とします。予約寮生との同時申請は可能です。
- ・ 規程第5条に規定する志望大学は、理事長の指定により以下の大学の昼間部のみとします。

	指定する大学 全国の国立大学・公立10大学・私立3大学		
国立大学	全ての国立大学		
公立大学	滋賀県立大学	京都府立大学	京都府立医科大学
	大阪公立大学	兵庫県立大学	神戸市外国語大学
	神戸市看護大学	奈良県立大学	奈良県立医科大学
	和歌山県立医科大学	-	-
私立大学	慶応義塾大学	早稲田大学	同志社大学

予約奨学生採用の後、上記の大学に進学されない場合は、奨学生としての権利を失うことになりますので、必ずご確認ください。

- ・ 保護者(※ 1)の保有する資産額(※ 2)の合計が2,000万円未満であること。
 - ※ 1 保護者とは、父母又はそれに代わる扶養者を指します。
 - ※ 2 申請資格にある資産とは、現金やこれに準ずるもの(金・銀等、預貯金、有価証券)及び投資用資産として保有する土地等の不動産を指します。
ただし、自宅として保有する不動産は含みません。
株を保有している場合は、時価で計算をしてください。
- ・ 当事業団奨学資金と国又は他機関等による給付型奨学金の併給は認めていませんが、高等教育の修学支援新制度等の授業料・入学金の免除又は減免は受けることは可能です。
 - (例) ① 木下記念事業団(受給)＋他の給付型奨学金(辞退)……………可
 - ② 木下記念事業団(受給)＋他の給付型奨学金(受給)……………不可
 - ③ 木下記念事業団(受給)＋日本学生支援機構給付型奨学金(停止)
入学金・授業料の免除又は減免のみ…可

2 提出書類

- (1) 予約奨学生申請書
- (2) 予約奨学生推薦書
- (3) 予約奨学生調書
- (4) 個人情報の取扱いに関する承諾書
- (5) 「成績証明書」や「調査書」等の成績が記載された書類
- (6) 健康診断書(学校健診のもので結構です)
- (7) 所得を証明する書類(兄弟姉妹、祖父母は不要 ※ 保護者の代わりとなる場合は要)
 - ① 全ての保護者の令和8年所得証明書(所得・課税)の本紙
(内容は令和7年分「令和7年1月1日～12月31日」の状況)
※ 無収入でも必要です。
※ 住民税(市町村民税)決定通知書は不可。
 - ② 令和7年源泉徴収票コピー(給与収入の有る方は必ず)
 - ③ 令和7年確定申告書全頁のコピー(確定申告をした方は必ず)
※ 該当の書類を保護者である父母共に提出してください。
↳ひとり親世帯や、父母以外の場合は扶養者の方等
※ 給与収入が有り、確定申告をされた場合は①②③全てが必要です。

(裏面へ続きます)

- (8)住民票 ※ 生徒本人及び同一世帯の家族が記載されているもの
※ 続柄及び本籍地が記載されているもの。記載省略不可。
- (9)感想文(1000 字程度、A4 用紙縦向き・横書き、高校名、氏名)
事業団ホームページ(<https://www.k-zaidan.or.jp/>)の「トップページ」
「理事長挨拶」及び「設立の趣意」を読んだ感想を書いて提出させてください。
- (10)予約奨学生申請書類一覧チェック表
※ 申請書類の内容をご確認後、貴校ご担当者様をご記入ください。

3 出願締切日 令和8年10月31日(土)必着

4 書類送付先 〒650-0022 神戸市中央区元町通6-2-14 公益財団法人木下記念事業団
TEL:078-351-1010 FAX:078-351-1017

5 採用通知 令和8年12月中旬頃

6 奨学資金 志望大学に入学した場合は、1年次より奨学資金を給付します。
現在の給付額は年額72万円ですが、来年4月からは年額84万円に増額となる見込みです。
なお、申請資格をはじめとする規程第15条の規定に該当するに至った時は、規程第16条に基づき奨学資金の返還を求める場合があります。

7 留意事項

(1)規程第4条第1項第3号の「経済的理由」の目安とする「主たる生計維持者」の年収は概ね次の通りです。

給与収入	7,000,000 円
事業所得	4,900,000 円

(例)主 700 万 + 従 300 万 世帯年収 1,000 万・・・推薦可

基準は超えるが、扶養家族が多い等「特段の理由」がある場合は、事務局までお問い合わせ下さい。

(2)予約寮生との同時申請が可能です。

但し、同時申請をされる場合の「主たる生計維持者」の年収は、概ね 500 万円以下です。

※ 予約寮生の指定大学(9大学)

神戸大学・兵庫県立大学・神戸市外国語大学・神戸市看護大学・関西学院大学
甲南大学・神戸親和大学・神戸薬科大学・武庫川女子大学

(3)主たる生計維持者の年収の目安を超える生徒をご推薦いただく場合、また、本年度ご推薦いただく生徒がいない場合は、その旨を以下のメールアドレス宛にお知らせください。

木下記念事業団 予約奨学生担当:坊(ボウ)kinosita06@k-zaidan.or.jp

申請から本採用までの流れ(予約奨学生)

時期	内容	申請者(生徒)	高等学校等	木下記念事業団
9月	事業団より各指定高等学校等へ、予約奨学生募集の通知文書発送 各文書は、事務ご担当者によるご確認だけでなく、申請者となる生徒ご本人はもちろんのこと、ご本人と事務ご担当者の間に立たれる担当教諭の方にも、ご確認をお願いいたします。	学校へ申請書類の提出 申請書等の保護者欄は該当者が必ず自筆でご記入をお願いします。 また、保護者欄は必ずしも世帯主でなくても構いません。 例…単身赴任中の父親ではなく母親がご記入いただいても構いません。	事業団より予約奨学生募集文書の受取と内容確認 予約奨学生推薦者の選定	高等学校へ募集文書の発送
10月31日	各指定高等学校等より事業団へ、予約奨学生として推薦応募申請書の提出締切(10/31必着)※1 ご推薦がない場合は、必ずその旨をメール(kinosita06@k-zaidan.or.jp)又は文書でご連絡をお願いいたします。 <i>本校内しめ切り 10/16(金)</i>		生徒より申請書類の受取 内容確認(提出漏れ、記入漏れの有無等)事業団へ送付(10/31必着)	高等学校等より申請書類の受取確認
11月				書類審査
12月	事業団より各指定高等学校等へ、予約奨学生としての採用(不採用)通知書を発送	学校より予約奨学生採用(不採用)通知書の受取	事業団より、採用(不採用)通知書を受取 生徒へ合否について連絡	高等学校等へ予約奨学生採用(不採用)通知書を発送
2月10日	志望大学の変更を希望する場合、「志望大学変更願」を提出する。締切(2/10必着)。※2	出願する大学の確定 学校へ報告	志望大学の変更を希望する場合、指定大学の確認と共に、「志望大学変更願」を提出(2/10必着)	高等学校等より「志望大学変更願」の受取、再審議を行う。
2月以降	合格した場合…大学の合格通知書コピーを 高校から 事業団へ提出 不合格の場合…メール(kinosita06@k-zaidan.or.jp)又は文書にて、不合格と今後の進路について事業団へ連絡	学校へ合格・不合格を連絡 合格の場合は合格通知書のコピーを学校へ提出	生徒より合否についての連絡を受ける。 事業団へ速やかに合否の連絡をする。合格の場合は合格通知書コピーを事業団へ提出	高等学校等より申請者の合否についての連絡を受ける。 志望大学、学部等の確認
3月以降	事業団より各指定高等学校等へ 、大学合格にあたり本採用への手続書類等を発送	学校より本採用手続書類を受取	事業団より本採用手続書類を受取、生徒へ交付	高等学校等へ、本採用手続書類を発送
4月15日	大学に合格された予約奨学生本人より事業団へ、本採用への手続書類の提出	事業団へ本採用手続書類を提出		申請者本人より本採用手続書類の受取と内容確認
4月下旬	事業団から大学へ採用通知書発送	大学より奨学生採用通知書等の書類受取		在籍大学へ採用通知書等を発送
6月下旬	前期の奨学資金を大学へ振込			大学へ振込手続実施

※1 予約奨学生申請書の第一志望や第二志望は、第一＝前期、第二＝後期の意味ではございません。前期・後期が入れ替わる場合等、変更願のご提出は不要です。

※2 なお、ご連絡がない場合における受験後の「志望大学変更願」は受理出来かねますことをご了承ください。
また、「志望大学変更願」のご提出がない状態で、指定大学へ合格しても奨学生への採用は認められません。

※3 問い合わせ、報告等は必ず高校を通して事業団へご連絡をお願いします。